

(令和8年1月23日施行)
(令和8年4月17日一部改正)

令和7年度和歌山県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」こととされたことを踏まえ、和歌山県内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設（令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）4（1）に定める介護サービス事業所等。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、実施要綱及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、補助金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(補助対象事業)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱に定める介護サービス事業所等における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業とする。

(補助対象者)

第4 この補助金の交付の対象者は、和歌山県内に所在する介護サービス事業所等を運営する者であって、実施要綱4（1）の要件を満たす者とする。

(補助金の交付要件)

第5 この補助金の交付の対象者は、実施要綱6及び7に定める要件を満たし、職場環境改善の取組の経費に充てた場合は、消費税及び地方消費税の額は含めないこととする。また、補助対象経費に要した費用は、交付する補助金の総額以上とならなければならない。

(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書)

第6 補助金の交付を受けようとする介護サービス事業所等は、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（以下「計画書」という。）（別紙様式1）を令和8年5月11日までに知事に提出しなければならない。

2 計画書は法人単位で作成するものとする。

(交付申請)

第7 この交付金の交付の申請は、規則第22条の規定に基づき省略し、第6に基づく計画書の提出をもって、申請したものとみなす。

2 申請金額については、和歌山県国民健康保険団体連合会において、第8に規定する方法

により算定した補助額とする。

(補助額の算定方法)

第8 この補助金の補助額の算定方法は、実施要綱5に定めるとおりとする。

(交付決定)

第9 知事は、計画書の提出があったときは、当該計画書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第5条及び第7条の規定に基づき補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、通知するものとする。ただし、当該通知は、県の交付決定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

(交付の条件)

第10 令和7年度介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等）交付要綱（令和7年12月25日付け厚生労働省発老1225第3号厚生労働事務次官通知別紙。）5及び規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更の届出)

第11 実施要綱8（4）に定める変更の届出を行う際は、変更に係る届出書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、計画書（別紙様式1）並びに当該事実発生までの介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に向けた取組の実績及び承継後の介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に関する内容を記載した書類
- (2) 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合は計画書（別紙様式1）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払い)

第12 知事は、第9に定める交付決定後、概算払により速やかに補助事業者に支払うこととする。

(実績報告)

第13 規則第13条に規定する実績報告書の提出は、規則第22条の規定に基づき省略することとし、次の書類を令和8年12月28日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（別紙様式3）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金等交付請求書)

第15 規則第16条の規定による補助金等交付請求書は、規則第22条の規定により省略する。

(補助金の返還)

第16 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 実施要綱に定める交付要件を満たさない場合
- (2) 過誤調整等により事後的に補助対象期間の総報酬が変動し、補助金の額が既交付額を下回った場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。